# 最近の違反原因分析（2007年～2010年）

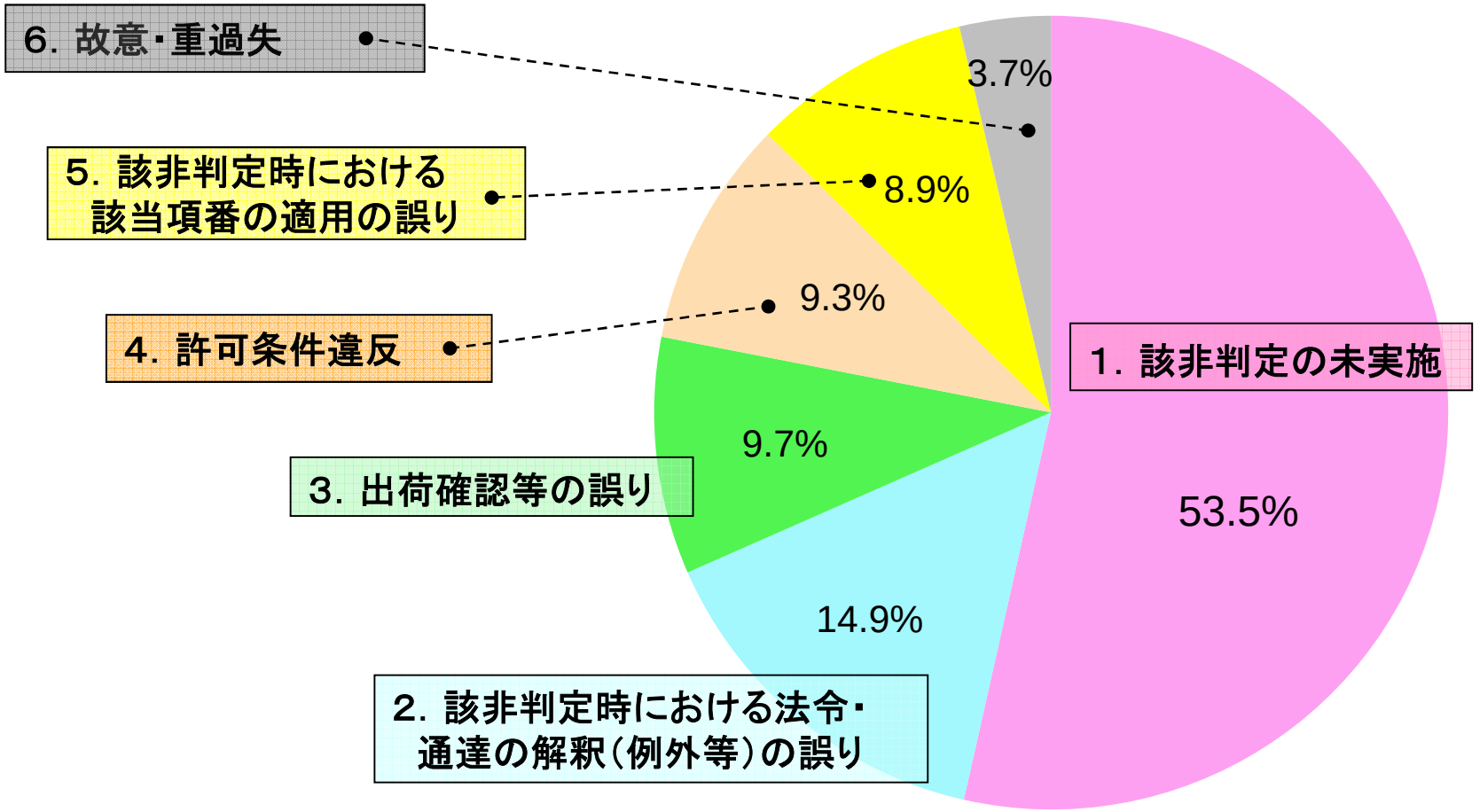


（がいひ はんてい）

注）該非判定 ： 輸出しようとする物又は提供しようとする技術が法令で規制されているものであるか否かを判定すること。

# 違反事案の事例概要

| 違反原因 | 事例の概要等 |
|---|---|
| **輸出管理体制の未整備** | |
| **輸出管理統括責任者の不在** | ・輸出管理統括責任者が存在せず、普段輸出を取り扱わない部門における輸出管理の重要性（外為法）についての認識が低いまま、輸出する貨物が該当品であるかどうかを全く確認せずに、無許可で該当貨物の輸出を行っていた。 |
| **輸出管理担当者任せの輸出管理** | ・輸出管理担当者が１名しか存在せず、その担当者が長期休暇で不在となった間、代わりの担当者がまったく外為法に係る知識が無く、本来輸出許可が必要な輸出貨物を無許可で輸出してしまった。 |
| **外為法の認識不足** | ・輸出した貨物は、国内で容易に入手可能で、汎用レベルの技術を用いたものであり、規制対象貨物でないと勝手に判断<br>・腐食性の高い化学品の保管等に用いられる耐腐食性貯蔵容器、弁、ポンプ であって、内容物と接するすべての部分がふっ素樹脂等材料で構成されたものは、化学兵器の製造にも用いられる可能性があるので、規制対象です。<br>・ゴルフシャフトに用いられる炭素繊維や、アルミニウム合金などの特定の高強度合金については、核燃料製造のためのガス遠心分離機のロータの構造材料等に転用される可能性があるので、規制対象です。<br>・染色製造過程等で使用する工業用水再利用時の試薬や塗料の添加剤（トリエタノールアミン等）については、軍用の化学製剤の原料として用いられる可能性があるので、規制対象です。<br>・フッ化カリウムを30%以上含有する銀ロウ付けを行う際の添加剤は、軍用の化学製剤の原料として用いられる可能性があるので、規制対象です。（他にフッ化水素、シアン化ナトリウム（青酸カリ）、シアン化ナトリウム（青酸ソーダ）等） |
| **技術提供に関する認識不足** | ・企業ノウハウ、商談時における情報や使用技術の提供にも規制対象技術情報が含まれていたものを、法令の認識不足から誤って提供<br>・製造委託のため該当図面を提供<br>・設計段階や発注段階での規制対象技術情報の交換<br>・海外子会社への規制対象技術の提供（ふっ素加工技術）<br>・海外子会社からの研修生にCNC（コンピュータ数値制御）マシン（規制対象貨物）の取扱説明書を提供 |

| 違反原因 | 事例の概要等 |
| --- | --- |
| **規制対象貨物等に関する判定の不適切な実施** | |
| **最新規制対象リストの見落とし** | ・外為法の規制対象リスト（輸出貿易管理令別表第一）は、国際的な輸出管理取極の見直しに合わせて、少なくとも年１回の改訂が行われて（規制対象か否かの判断基準となる算定方法等が改訂される場合もあります）いるが、その規制強化貨物等の告示を見落とした。<br>・該非判定をする際は、安全保障貿易管理HP等で、最新の情報に基づいて行うことが重要です。<br>・クロスフローろ過器、熱交換器、5軸以上制御する数値制御装置の使用等の技術、潤滑油（パーフルオロアルカン等）、半導体レーザ発振器内蔵の微粒子測定装置の規制強化が行われたが、それらに気付かず従前通り非該当として輸出した。 |
| **調達先であるメーカーや通関業者任せ** | ・「製造者より該当との連絡がなかったので輸出許可申請を行わなかった。」<br>・「該当か否かの確認は行ったが口頭で回答を得た。」<br>・メーカから非該当証明書を入手したが、書面をよく確認せずに、貨物を輸出した後に、書面の不備が明らかになった。添付された根拠書類を確認したところ、該非判定書と根拠書類が異なる貨物であることに気づき、改めて確認をしたところ、輸出した貨物がリスト規制に該当することが分かった。<br>・「文書で該非の回答を受けたが技術的情報（パラメータシート）に基づく根拠は得ていなかった。」<br>は、大きな問題です。<br>　また、輸出申告手続きを依頼した通関業者から何ら指示がなかった！ということをもって違法輸出等の責任から免れる理由にはなりません。<br>・生物・化学関連機器　⇒　弁、ポンプ、クロスフローろ過器<br>・原子力関連素材等　⇒　高純度ニッケル粉、高硬度マルエージング鋼<br>・化学剤　⇒　２－ｼﾞｴﾁﾙｱﾐﾉｴﾀﾉｰﾙ、ふっ素系ｺｰﾃｨﾝｸﾞ剤（ﾊﾟｰﾌﾙｵﾛｱﾙｶﾝ等含有）、ﾌｪﾛｾﾝ誘導体、ｼﾗﾊｲﾄﾞﾛｶｰﾎﾞﾝ油<br>・プログラム　⇒　微小寸法測定装置用プログラム等 |

| 違反原因 | 事例の概要等 |
| --- | --- |
| **許可取得前の貨物等に対する判断（該非判定）の誤り** | |
| **役務(技術やｿﾌﾄｳｪｱ)に対する該非判定の誤り** | ・貨物とは別に内蔵プログラムについての該非判定が必要です。貨物が規制対象貨物に非該当であるからといって、内蔵プログラムも規制対象技術に非該当とは限りません。<br>・工作機械用や数値制御装置用内蔵プログラムを、貨物が「非該当」のため、それらに内蔵されているプログラムも「非該当」と判断した。 |
| **技術提供に関する判定誤り** | ・海外子会社等への企業ノウハウの提供、共同研究等における情報交換や使用技術の提供にも規制対象技術情報が含まれていますので、該非判定は慎重に行うことが必要です。<br>・技術提携している海外の会社に該当部品の製造委託を行った際、送付する図面は該当技術には当たらないと判断した。 |
| **複数項番の一部の見落とし** | ・規制対象リストは、原子力関連（2の項）、生物・化学兵器関連（3の2の項・3の項）、ミサイル関連（4の項）、通常兵器関連（1の項及び5～15の項）の4つから構成されており、1つの貨物が複数の項目で規制されている場合もあります。<br>・工作機械：原子力関連（2の項（12））、通常兵器関連（6の項（2））<br>・ポンプ：原子力関連（2の項（35）：排気速度で規制）、化学兵器関連（3の項（2）9：耐腐食性で規制）<br>・マルエージング鋼：原子力関連（2の項（17））、ミサイル関連（4の項（15）） |
| **解釈等誤り** | ・計測機器等の返却を前提とする一時的貸出し等による輸出については、許可が不要となるものではありません。特に輸入業者、輸入専門部門については要注意です。<br>・海外の展示会への出展のために該当の工作機械を輸出する際、展示会終了後、日本に積み戻すので許可申請が不要であると勝手に判断して、無許可で輸出した。（無償告示）<br>・輸入した耐放射線テレビカメラが故障したので、「修理のための輸出は許可が不要」と判断し、輸出した。（無償告示）<br>・100万円超の1輸出契約案件であっても、税関申告を分割して船積みすれば少額特例が適用できると誤認して、無許可で輸出した。（少額特例） |
| **付属品の見落とし** | ・貨物本体が規制対象貨物でなくとも、その部分品や付属品が規制対象貨物の場合があるので、注意が必要です。<br>・エッチング現像装置（7の項（16））に内蔵するふっ素樹脂製弁の輸出で、装置本体及び本体と分離し難いふっ素樹脂製弁は非該当貨物と判断し、故障及び消耗時の予備部品のふっ素樹脂弁も非該当貨物と判断した。 |

| 違反原因 | 事例の概要等 |
| --- | --- |
| **出荷確認の誤り** | |
| | ・出荷の際は、規制対象貨物等であるか否かを明確に確認し、該当の場合は輸出許可証（役務取引許可証）が取得されているかを確認する必要があります。 |
| | ・非該当貨物の出荷を指示したにもかかわらず、誤って該当貨物を出荷した。<br>⇒ 出荷確認手続きの不備（多い事例：弁、ポンプ） |
| | ・規制対象である貿易金融用プログラムの提供に関して、出荷管理を行うことなく、顧客に利用できるような情報（暗証番号等）を提供した。 |
| **許可条件等の未遵守** | |
| **積み戻し条件の未遵守** | ・金型の作成に使用する数値制御工作機械（原子力関連：2の項（12））を1年後に日本へ積み戻し報告するとの条件付きで輸出許可証を取得したが、1年後の積み戻し及び報告を履行しなかった。 |
| **ストック販売の再販売に関する事前同意の未遵守** | ・ストック販売のための個別輸出許可証を取得する際、輸出者が提出した誓約書においてストック販売（在庫用）の再販売については、経済産業省の事前同意を得ることとなっていながら、その同意を得ずに再販売を行った。 |
| | ・放電加工機に搭載された数値制御プログラムをシンガポールから再販売した。<br>・マシニングセンター及び同プログラムをシンガポール・マレーシアから再販売した。<br>・ガラス構造凝縮器を台湾から再販売した。 |